３　部分休業について

Ｑ１　　部分休業とはどのような制度ですか？

Ａ１　　育児と仕事の両立を図るため、職員が小学校就学に達するまでの子を養育する場合、公務の運営に支障のない範囲で１日の勤務時間の一部又は全部を勤務しないことができる制度です。仕事をしながら育児ができること、育児を分担できること、長期休業による職場復帰への不安がないことなどがメリットです。

部分休業は、次のＡ２のとおり２つの形態があり、職員はいずれかを選択し、勤務時間中の任意の時間に請求することができます。小学校就学に達するまでの子を養育している職員であれば、男女を問わず請求できます。

ただし、Ａ３に該当する職員は部分休業をすることができません。

Ｑ２　　部分休業の２つの形態とは？

Ａ２　「第１号部分休業」と「第２号部分休業」の２つの形態があります。職員は、年度毎にいずれかの形態を選択し、申し出をすることとなっています。いずれの形態も勤務時間中の任意の時間に請求することができます。

①１号部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第１９条第２項第１号）

・１日につき２時間を超えない範囲内

・勤務時間内に 30 分単位で取得可能（勤務時間の始めや終わりに取得することも可能）

②２号部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律第１９条第２項第２号）

・年度毎に下記の時間を超えない範囲で取得可能

常勤職員　　７７時間３０分（１０日相当）

非常勤職員　　当該職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間

・１時間単位で取得可能であり、１日での取得も可

Ｑ３　　部分休業をすることができない職員は？

Ａ３　　次の職員は、部分休業をすることができません。

① 人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員

② 育児短時間勤務をしている職員

Ｑ４　　部分休業を請求する際の事務手続は？

Ａ４　　部分休業を請求しようとする職員は、「第１号部分休業承認請求書（様式第６号)」又は「第２号部分休業承認請求書（様式第６号の２)」に子の氏名等を証明する書類を添付し、あらかじめ、所属長に提出することとなります。

（第１号部分休業を請求しようとする職員は、なるべく早めに所属長に相談してください。県費負担教職員にあっては、各市町村教育委員会の規則で定める「部分休業承認請求書」により請求手続を行うこととなります。）

※宮城県教育庁本庁や地方機関等の学校以外の所属に勤務する職員については、電磁的方法により行うことが可能です。

Ｑ５　　部分休業の申出と請求の関係は？

Ａ５　　部分休業の請求をしようとする職員は、年度毎に、あらかじめ、「第１号部分休業」か「第２号部分休業」のどちらを請求するかを申し出るものとなっています。

その年度において最初の部分休業の請求をしようとするときは、いずれかの部分休業を請求することを申し出、併せて、具体的な日時を指定し部分休業の承認を請求することとなります。（その年度において、２回目以降の承認を請求する場合は、申出を行う必要はなく、承認の請求のみを行うこととなります。）

Ｑ６　　第１号部分休業と第２号部分休業を年度途中で変更することは可能ですか？

Ａ６　　第１号部分休業または第２号部分休業のいずれかを選択した際に予測することができなかった特別な事情（配偶者が負傷又は疾病により入院した場合や、配偶者と別居した場合など）が生じた場合は、変更が可能です。

第１号部分休業から第２号部分休業に変更した場合、変更した時期に関係なく取得できる時間は、常勤職員であれば 77 時間 30 分（１０日相当）を超えない範囲となります。

年度内に第２号部分休業から第１号部分休業に変更した後、再び第２号部分休

業に変更した場合は、既に取得した分を差し引いた残時間が引き継がれます。

Ｑ７　　部分休業をした場合の給与はどのようになりますか？

Ａ７　　給与について、部分休業をした翌月の給与から、勤務しなかった時間数に応じて、勤務１時間当たりの給与額が減額されて支給されます。

期末・勤勉手当については、次のとおりです。

・　期末手当

部分休業の期間は、在職期間から除算されません。

・　勤勉手当

基準日（６月１日、12 月１日）以前６箇月の期間における部分休業の取得時間数を日に換算した日数が 30 日を超える場合は、その全期間が除算されます。

※公立学校共済組合関係

○育児時短勤務手当金

組合員が２歳に満たない子を養育するために部分休業を取得したとき「育児時短勤務手当金」が支給されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、その月の育児時短勤務手当金は給付させません。

・当月の報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬月額の１００％以上であるとき

・当月の報酬の額が、支給限度額以上であるとき

・当月の育児時短勤務手当金の額が、最低限度額未満であるとき

Ｑ８　　部分休業をした場合、昇給に影響がありますか？

Ａ８　　部分休業により勤務していない期間については、「勤務していない日」として取り扱わないため、昇給に影響はありません。

Ｑ９　　部分休業や育児短時間勤務に伴い給与が減額された場合、公立学校共済組合の掛金はどのようになりますか？

Ａ９　　標準報酬月額制により、減額後の給与額を基に掛金が算定されます。

なお、共済組合に申し出ることにより、３歳未満の子を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、「年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例（※）」の適用を受けることができます。

※　年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。

※　特例の適用を受けた場合、特例の対象期間のうち「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬」を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該月の標準報酬」とみなして年金額の計算をすることができます。

※　申出は、「３歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。

Q10　　育児時間（特別休暇）と部分休業との関係は？

A10　　育児時間は子が１歳６箇月に達するまでの期間で、１日２回それぞれ１時間以内又は 30 分で合計して 90 分以内で認められます。男性も取得できますが、あくまで女性が取得しない範囲内で認められることとなります。

一方、部分休業は子が満６歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの期間で、１号部分休業か２号部分休業かを選択し、勤務時間中の任意の時間に取得が可能です。

なお、第１号部分休業と育児時間を併用する場合は、１日につき２時間の範囲内で認められます。部分休業は給与が減額されますが（Ａ７参照)、育児時間は特別休暇であり有給です。

【育児時間及び第１号部分休業の取得例】

①　出勤･退勤時に育児時間を取得する場合（子が１歳６箇月未満）

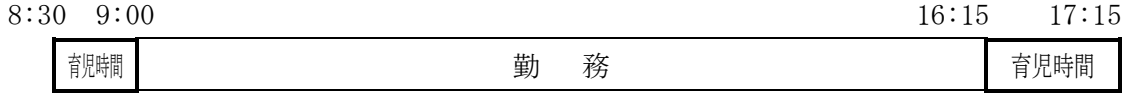

②　勤務時間の途中に取得する場合（子が１歳６箇月未満）

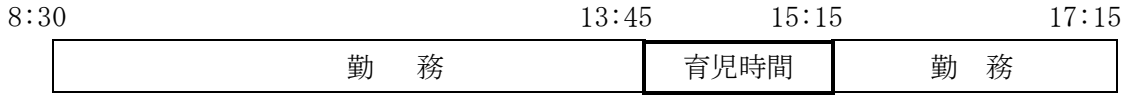

③　出勤時 30 分、退勤時１時間 30 分を必要とする場合（子が１歳６箇月未満）

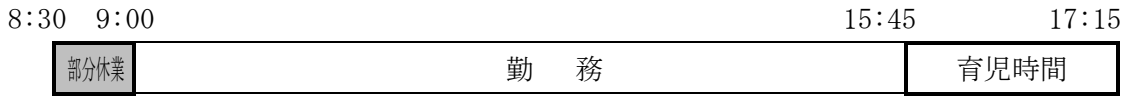

④　出勤･退勤時に部分休業をする場合

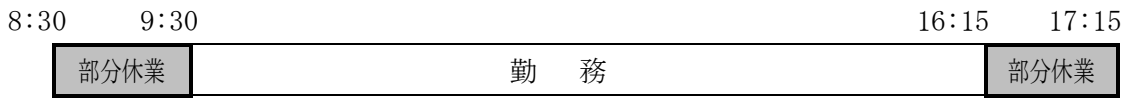

Q11　　子育て部分休暇と部分休業との関係は？

A11　　子育て部分休暇は、小学校６年生までの子（障害を持つ子の場合は１８歳に達する年度の年度末まで）を養育する職員が、部分休業と同様に、１号部分休暇か２号部分休暇かを選択し、勤務時間中の任意の時間に取得が可能なもので、取得した時間に応じて給与が減額されます。

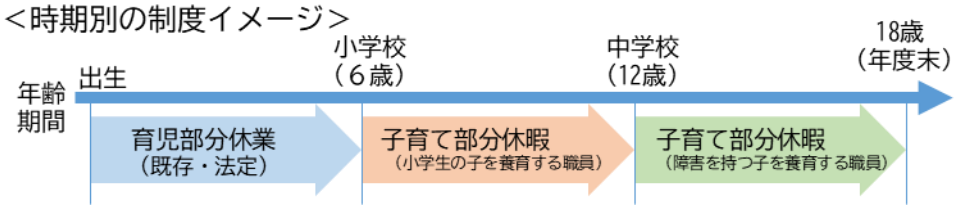

子育て部分休暇と部分休業、それぞれの対象年齢に該当する子を養育している場合には、併用することができます。ただし、併用する場合は、育児部分休業及び子育て部分休暇の「第１号」又は「第２号」の区分を必ず一致させる必要があります。

（例）・第１号部分休業を申請している場合 ⇒ 第１号部分休暇のみ申請（併用）可
　　・第２号部分休業を申請している場合 ⇒ 第２号部分休暇のみ申請（併用）可

なお、第１号子育て部分休暇と第１号部分休業を併用する場合は、１日につき２時間の範囲内で認められます。